

職場の安全衛生推進者 選任されてますか？ 小規模事業者でも選任は必要です

○安全衛生推進者とは

安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない中小規模事業場の安全衛生水準の向上を図るため、**常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場**では、**安全衛生推進者を選任**し、労働者の安全や健康確保などに係わる業務を担当させなければなりません。

(労働安全衛生法第12条および労働安全衛生規則第12条の2で定められています)

◇安全衛生推進者は何をしなければならないの？

- 1.労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - 2.労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - 3.健康診断の実施その他の健康の保持増進のための措置に関すること。
 - 4.労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- などが安全衛生推進者には職務として求められます。

◇安全衛生推進者はどうやって選任するの？

次のような条件を満たす人を安全衛生推進者として選任できます。

- ・事業場の実務に精通していること（現場責任者・主任クラスなど）
- ・安全衛生に関する基礎知識を有していること
- ・社内で他の従業員に対して指導・助言ができる立場であること

特別な国家資格は不要ですが、厚生労働省や労働局が実施する「安全衛生推進者養成講習」（2日間程度）を受講しておく、より実務に役立ちます。

安全衛生推進者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任しなければなりません。

また、その事業場に専属の者を選任します。（ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント
その他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りではありません）

選任した時に、その旨を**所轄労働基準監督署に報告する必要はありません**が、安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等、**関係労働者に周知しなければなりません。**

社内選任記録として「選任日、氏名、職位、業務内容」などを社内文書として明示し、安全衛生活動計画とあわせて保管しておくことが望ましいでしょう。

◇安全衛生推進者を選任しなかったら？

安全衛生推進者を選任しなければならない事業場でこれを怠った場合、労働安全衛生法第120条に基づき、**50万円以下の罰金が科される可能性**があります。特に労働災害が発生した際には、管理体制の不備として行政指導の対象となることがありますのでご注意ください。